東秩父村骨髄移植ドナー助成費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞を提供した者(以下「ドナー」という。)等に対し、東秩父村骨髄移植ドナー助成費(以下「助成費」という。)を交付することにより、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進及びドナー登録の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成費の交付の対象となる者は、東秩父村内に住所を有し、バンクが実施する 骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した者であって、他の助成 金等の交付(ドナー休暇取得を含む)を受けていないものとする。

(助成金額等)

- 第3条 助成費の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。ただし、骨髄・末梢血幹細胞の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院及び入院を除く。
 - (1) 健康診断のための通院
 - (2) 自己血貯血のための通院
 - (3) 骨髄又は末梢血幹細胞の採取のための入院
 - (4) その他骨髄・末梢血幹細胞の提供に関し、バンクが必要と認める通院、入院及び 面接

(交付申請)

第4条 助成費の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東秩父村骨髄移植ドナー助成費交付申請書兼請求書(様式第1号)に、バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に村長に提出するものとする。ただし、やむを得ないと村長が認めた場合はこの限りではない。

(交付決定)

第5条 村長は、前条の申請があったときは速やかに審査を行い、交付を決定したときは助成費を交付するとともに、審査結果を東秩父村骨髄移植ドナー助成費交付決定 (却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成費の返環)

第6条 村長は、申請者が虚偽その他不正な手段により助成費の交付を受けたと認めた ときは、当該助成費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則(平成26年9月18日告示第56号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。